

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

不適正な就業禁止等の規定を有する就業規則の適正化に係る指  
導について

らい予防法（昭和28年法律第214号）については、平成8年3月に廃止されているところであるが、事業場の就業規則の中には、いまだ、同法の廃止前の規定を前提としてハンセン病（らい病）罹患者の就業の制限又は禁止を定めた規定を引き続き存置し、差別・偏見の解消を阻害しているものがみられるところである。

については、これらの差別・偏見を招くような規定を有する就業規則の適正化について、事業主等に対し、下記により啓発・指導を行うこととしたので、遺憾なきを期されたい。

記

1 労働基準監督署の窓口における対応

- (1) 労働基準監督署の窓口における就業規則届又は同変更届の受付に際し、ハンセン病（らい病）罹患者を就業禁止とする旨の規定（以下「要指導規定」という。）を把握した場合においては、差別・偏見の解消を図る観点から当該規定は削除するなど所要の改正を行い、改めて届出を行うよう指導すること。
- (2) 就業規則の作成・変更に係る相談等があった場合においては、所要の説明・指導を行うこと。

## 2 集団指導等における対応

集団指導、説明会等多くの事業場が参集する機会をとらえ、上記1の(1)の趣旨について啓発・指導を行うこと。また、監督指導時等において、事業場の就業規則に要指導規定が存することを確認した場合においても上記1の(1)による指導を行うこと。